

事務連絡
令和2年5月28日

適正監理推進協議会 構成員 各位

国土交通省
土地・建設産業局
建設市場整備課長

令和2年度適正監理推進協議会の開催結果及び
外国人建設就労者の新規受入れに係る適正監理計画申請の受付期限について

1. 令和2年度適正監理推進協議会の開催結果について

外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成26年国土交通省告示第822号。以下「告示」という。）第7の1で規定する適正監理推進協議会について、令和2年4月21日付で書面開催を行いました。

協議会内容について、構成員の皆様から特段の意見はございませんでしたので、ご報告いたします。なお、いただいた関連するご質問については、個別に回答させていただきます。

2. 外国人建設就労者の新規受入れに係る適正監理計画申請の受付期限について

協議会の議題の一つでありました「(4)外国人建設就労者受入事業の申請手続きの受付期限について」につきましては、お示した案の通り、外国人建設就労者の新規受入れに係る適正監理計画の申請（適正監理計画の新規申請及び人数増加に係る変更申請）の受付を令和2年7月31日までに締め切ることといたします。なお、外国人建設就労者の受入れにあたっては、国土交通大臣による適正監理計画の認定取得後、法務省による在留資格審査等を経て、告示附則第2に基づき、令和3年3月31日までに入国して就労を開始するよう手続きを行う必要があります。

また、外国人建設就労者受入事業については、同告示附則第2により令和4年度で終了となります。外国人建設就労者の就労期間は最長でも令和5年3月31日までとなりますので、ご留意ください。

特定監理団体におかれては、上記申請の受付期限について、監理下の受入建設企業にも周知いただきますようお願いいたします。

以上